令和７年介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「介護老人保健施設」**

**第１スライド**

　介護老人保健施設の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。

皆様方には、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導は、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として定期的に行うもので、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する｢主な指導事項｣は、昨年度運営指導を行った際に比較的多く見受けられた指導事項等です。これらについて具体的に見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず「従業員の員数・研修」についてです。

「従業員」については、職種ごとに人員の基準が定められていますが、その中でも指摘が多かったのが薬剤師と看護職員です。

薬剤師の員数は、常勤換算方法で入所者の数を３００で除した数以上を配置する必要があります。

ある施設では、薬剤師が配置されていない状況が長く続いており、早急に配置するよう改善を求めています。

さらに、看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の７分の２程度とするようにしてください。

いわゆる「人員欠如減算」に該当するかどうかにかかわらず、「人員に関する基準」で置くべきとされている各従業者の員数は、必ず確保するよう注意してください。

次に、基準省令で定められた

「身体的拘束等の適正化」や

「業務継続計画」、

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策」、

「事故発生の防止」、

「虐待の防止」　　　　　の研修及び訓練については、全従業者に対して定期的に

（年２回以上）実施してください。

また、全従業者に対する定期的な研修とは別に、新規採用時には必ず研修を実施する必要がありますので注意してください。

さらに、研修及び訓練の実施内容について明確に記録するようにしてください。

**第３スライド**

次に「サービス提供の記録」です。

介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときに、その内容を適切に記録する必要があります。

入浴に関して、入浴を中止した理由や清しき等の代替措置の記録が確認できない事例が複数ありましたので注意してください。

**第４スライド**

次に「身体的拘束等の適正化」です。

基準省令では、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとされています。

運営指導では、身体的拘束等を開始（継続）する際に、拘束開始までに家族等の同意を得ていない事例がありましたので、注意してください。

なお、「身体的拘束等の適正化」を含め、基準省令上開催が義務付けられている各委員会の結果や事故報告及びその改善策については、従業者に「周知徹底を図ること」が基準省令で定められています。

運営指導では職員への周知が不十分と思われる事例が散見されましたので、注意してください。

**第５スライド**

次に、「口腔衛生の管理」です。

令和６年４月から口腔衛生の管理体制の整備及び各入所者の状態に応じた口腔衛生の計画的な管理が義務化されました。

運営指導では、

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る**（施設全体の）**計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと。

また、施設の従業者又は歯科医師等が**入所者毎に**施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

この２項目について、全く実施されていない事例には指導事項として改善報告を求めています。

具体的には、厚生労働省から別途発出されている令和６年３月１５日「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」で確認してください。

**第６スライド**

次に「非常災害対策」です。

施設が浸水想定区域に立地している場合には、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施することが必要ですので注意してください。

なお、訓練の結果を市町村に報告することが水防法第15条の3第5項により義務付けられています。

また、非常災害対策計画に「施設の立地条件」及び「避難を開始する時期、判断基準」を追記するよう指摘した事例がありました。

非常災害対策計画に盛り込む項目は、「厚生労働省発出　平成28年9月9日「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」で確認してください。

**第７スライド**

次に「掲示」です。

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示していない事例がありました。

なお、令和７年４月１日から各施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載することが義務付けられました。

**第８スライド**

次に「夜勤職員配置加算」です。

算定に際し、実配置人員数を根拠としていた事例が散見されました。

職員数の算出に当たっては、歴月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間数に基づく１日平均夜勤職員数となりますのでご注意ください。

**第９スライド**

次に「褥瘡マネジメント加算」です。

この加算の算定に当たっては、褥瘡ケア計画について、本人または家族に説明しその同意を得ることが必要となりますので、説明者の氏名及び同意を明確に記録するよう注意してください。

**第１０スライド**

次に「高齢者施設等感染対策向上加算」です。

これは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、

さらに、協力医療機関等との間で新興感染症を除く感染症の発生時等の対応を取り決めて、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること、

について、それぞれ取り決めた内容を確認できない事例がありました。

第二種協定指定医療機関及び協力医療機関等との間で取り決めた内容を書面等で明確にするよう注意してください。

**第１１スライド（最終スライド）**

最後に「サービス提供体制強化加算」です。

　算定に際しては、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成してください。また、各割合が加算要件を充足していることを継続的に把握してください。

運営指導では、実配置人員数を根拠としていた事例が散見されましたが、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法となりますのでご注意ください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の施設に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な施設運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。